

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大阪府羽曳野警察署協議会	
開催日時	令和5年2月3日（金） 午前10時00分から 午前11時40分までの間	
開催場所	大阪府羽曳野警察署 講堂	
出席者	委員	原会長 藤井委員 佐藤委員 岡田委員 山田委員 阪本委員  水谷委員 田中（寿）委員 松田委員
	警察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理（犯罪抑止戦略官） 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長挨拶</p> <p>委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、そしてお寒い中、御出席賜りまして本当にありがとうございます。</p> <p>また、署員の皆様、日頃から御活躍を目にしておりますし、お陰様で安心、安全な羽曳野、藤井寺のために頑張ってください本当にありがとうございます。</p> <p>昨今、広域窃盗団が、テレビでもニュースになっております。</p> <p>先日、生活安全課のお話の中でも特殊詐欺の認知件数が増えているということをお聞きしております。</p> <p>いつになったら、こういう犯罪が少しでも減っていくのかと思いますし、皆さんがこれだけ頑張っておられるのに大変残念だなと思います。</p> <p>昔は悪いことをしたら御先祖様が見てるとか、嘘をついたら泥棒の始まりだとか、年配の方等に子供の頃は叱られたものです。</p> <p>今は、若者がちょっとお金が欲しかったら裏バイトとか、簡単に人の迷惑関係なく自分さえよかったらいいと、そういう感覚が少しずつ増えてきたんじゃないかと、さみしい思いをしております。</p> <p>私ども協議会が少しでも、明るい街づくりのため、警察の皆様にご協力できたらいいのかなと日々思っております。</p> <p>最後まで忌憚のない意見をよろしく願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ</p>	

本日は非常にお忙しい中、また、寒さの厳しき中、協議会に足を運んでいただきまして本当にありがとうございます。

会長をはじめ、委員の皆様いろいろな御意見、御指導を賜った我々幹部につきましては、異動の関係で、揃って協議会に出席させていただくのは今回で最後となっております。

先ほど、剣道の訓練風景を見ていただきましたが、こういった武道というのは、体力の錬成はもとより、精神力も鍛えるものです。

署員が、強い精神力をもって益々皆さんの期待に応える活動ができるよう、御指導御鞭撻（べんたつ）をいただけたらと思います。

新体制になりましても、引き続き、委員の皆さま方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 3 業務概要報告

#### (1) 生活安全課

特殊詐欺被害の防止について

#### (2) 地域課

地域に即した地域安全活動の推進について

#### (3) 交通課

交通事故の発生状況について

### 4 議事

#### (1) 管内におけるインターネット犯罪の発生状況について

##### 【委員】

インターネットがらみの犯罪（パソコンの乗っ取りやネットバンキングの乗っ取り）等は、管内でも発生していますか。

##### 【警察】

皆様の御存じなところで申しますと、当署管内では昨年4月、藤井寺市内の病院で、電子カルテ等を保管しているパソコンのサーバーが閲覧できない状態になり、現金を要求される事案があり、報道もされました。

身代金要求型のコンピュータウイルス「ランサムウェア」によるサイバー攻撃では、医療機関が被害を受けるケースが相次いでいますが、これらの手口は巧妙で、海外サーバーを利用する等、相当難しい捜査となっています。

このほかにも、身近なところでは、精巧な偽サイトに誘導し個人情報をだまし取り、クレジットカードを不正利用する等というフィッシング詐欺があります。

このような被害に遭わないための3箇条として、「メールやSNS内のURLリンクをすぐにクリックしない」「安易に個人情報を入力

したり、サイトで自分の情報を求められても安易に教えない」「ID・パスワードを使い回さない、他人にパスワードを教えない」ということをお守りいただきたいと思います。

(2) 少年犯罪の情勢について

【委員】

子供たちの数は激減していますが子供たちの犯罪はどうですか？

【警察】

令和4年中の大阪府下における少年犯罪につきましては、まだ、昨年の確定値が出ていませんので、数的なことを申し上げることはできませんが、刑法犯の犯罪少年と触法少年の検挙・補導人数は若干の増加傾向にあり、学職別では、中学生と高校生で約66%を占めています。

特別法犯は前年より若干の減少傾向にありますが、大麻事犯が増加傾向となっており、福祉犯の被害少年数は減少傾向にありますが、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の検挙件数は増加傾向にあります。

当署におきましては、刑法犯、特別法犯の検挙・補導人員は減少していますが、福祉犯の検挙・補導人員は増加しています。

しかしながら、当署管内においても、SNS等の利用を起因した児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件が複数発生しており、当署におきましては、少年事件の捜査はもちろんですが、学校や少年補導員等のボランティアの皆さまと連携した非行防止教室や被害防止教室を積極的に実施し、少年の非行防止と健全育成を推進していきたいと考えております。

(3) 卒業式警備について

【委員】

今年度の卒業式の警備はどのような感じでしょうか。

【警察】

現在のところ、卒業式の警戒につきましては、どのような体制で行うのか決まっていますが、当署における中学校の卒業式警戒は、少年係において、各学校の生活指導担当主事と連携をとりながら、「情勢に応じた体制」で当たるよう考えています。

現在のところ、管内の各中学校におきましては、「特異な情勢の把握はない」とのことですが、卒業式までの間、綿密な情報収集に当たって参ります。

警戒につきましては、管内中学校や近接中学校等の情勢を勘案して警戒態勢を考えることとなりますが、これまでどおり、生活安全課、地域課、直轄警察隊等が連携し、挙署一体となった警戒を行っていきたいと考えています。

(4) 暴力団の情勢について

【委員】

数十年前には見た感じが暴力団風の者がいましたが、最近は見かけ

ないような気がしており、暴力団員の数は減っているのでしょうか。  
また、管内に暴力団事務所はあるのですか。

**【警察】**

現在、事務所は把握していません。

また、大阪府下の暴力団員の数は、減少傾向にあります。

暴力団排除条例は、公共工事からの暴力団の排除、暴力団への利益供与の禁止、青少年を暴力団に加入させない取組、暴力団事務所の開設及び運営の禁止等が規定され、官民あげての暴排意識の高まりが、暴力団の減少に大きく寄与しています。

他方、暴力団が潜在化しているのも事実であり、あらゆる警察活動を通じて暴力団情報を収集し、組織実態の解明を図り、根絶に向けて取り組んで参ります。

(5) 高齢者の運転等に伴う問題について

**【委員】**

高齢者の運転による事故等が報じられていますが、私も、今年70才となり、高齢者の運転講習を受けるようにと通知をもらいました。

特に、高齢者によるペダルの踏み間違いや、逆走が取りざたされていますが、もちろん高齢による判断ミスもあるとは思いますが、瞬間的な勘違いについては、高齢者でなくても起こりうるのではないかと思えます。

そこで、標識が古かったり、樹木が茂る等して、標識が確認しにくくなっている箇所等の点検等はどのようにされているのでしょうか？

**【警察】**

標識の維持管理については、交通課交通規制係が点検・改修を行っており、交番の警察官が警察活動中等において標識等の改修が必要と認めれば交通規制係へ連絡する等しております。

また、街路樹等の繁殖により標識の視認性が損なわれている等の場合は、道路管理者等へ植栽の伐採の依頼等を行っています。

(6) 交通安全教室の実施について

**【委員】**

昨年12月に交通課の方にお越しいただき、交通安全教室を実施していただきました。

警察官の方からのお話もわかりやすく、また、実際に信号を見て横断歩道を渡ってみたりと、とても印象深いものになりました。

今後も、年に1回、できればこのような交通安全教室を実施していただきたいと思えます。

**【警察】**

当署交通課では、交通安全教育・広報を担当する交通総務係で、管内の幼稚園・小学校・中学校等への交通安全教室等を計画的に実施しております。

御要望があれば、適宜スケジュール等調整し、お応えできるように

議事概要

努めておりますので、遠慮なく御連絡をいただきたいと考えておりますし、管内の交通事故情勢を鑑みて当方から交通安全教室等の開催をお願いすることもあるかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

(7) 「20歳の集い」に関する取扱状況について

【委員】

20歳の集いでトラブルがあったと聞いていますが何かありましたか？

【警察】

警察官を各会場に配置しており、式典に対する妨害等の事案発生はありませんでした。

ただ、式典行事終了後の午後3時30分頃、羽曳野市の会場近くのコンビニ駐車場において、飲酒した参加者等数人が騒いでいたため、通行人の方が参加者の喧嘩として通報していただいたことで、地域課員が現場臨場した事案はございました。

この件では、現場で警察官が関係者から聴取し、喧嘩事実がなかったことから帰宅を促して措置を終えております。

今後もこのような式典が無事にとり行われるよう、両市の主催者と連携し、安全の確保に努めて参ります。

(8) 特殊詐欺の情勢について

【委員】

管内での特殊詐欺の件数や金額はどのように推移していますか？

【警察】

当署管内の令和4年の特殊詐欺の認知件数については36件で、令和3年の認知件数と比べると12件増加しています。

大阪府下での令和4年の特殊詐欺の認知件数は2,060件で、令和3年の認知件数と比べると約500件増加しています。

当署管内の特殊詐欺の被害額となると、当署管内の令和4年の特殊詐欺の被害額は約4千万円で令和3年の被害額より約1千万円増加しています。

また、令和4年の大阪府下での特殊詐欺による被害額は、23億3900万円となっています。